

阿賀野市告示第148号

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月30日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱（令和3年阿賀野市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「※乳児の誕生日から」を「※出産日の翌月初日から」に改める。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行し、改正後の阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。